

# GLOBALG.A.P.一般規則

## 生産者グループとQMSを有する マルチサイト生産者に関する規則

日本語版 6.0\_2025 年 4 月（疑義が生じた場合は英語版を優先します。）

公開日:2025 年 11 月 13 日

発効日:2025 年 4 月 1 日

第 5.2 版から置き換え:2024 年 1 月 1 日

第 5.4-1 版 GFS から置き換え:2025 年 1 月 1 日

## 目次

|      |                                      |    |
|------|--------------------------------------|----|
| 1    | はじめに.....                            | 4  |
| 2    | 用語.....                              | 5  |
| 2.1  | 規範および義務文書 .....                      | 5  |
| 2.2  | 規範文書および義務文書の管理.....                  | 6  |
| 3    | 認証オプション .....                        | 7  |
| 3.1  | オプション 1 および 3 – 個別認証 .....           | 7  |
| 3.2  | オプション 2 および 4 – グループ認証.....          | 7  |
| 4    | 生産者グループ/QMS を有するマルチサイト生産者の要求事項 ..... | 7  |
| 4.1  | 適法性と運営管理 .....                       | 7  |
| 4.2  | 管理および組織 .....                        | 10 |
| 4.3  | 文書管理 .....                           | 11 |
| 4.4  | 苦情対応 .....                           | 13 |
| 4.5  | 内部監査/審査 .....                        | 13 |
| 4.6  | 生産物のトレーサビリティと区分管理 .....              | 15 |
| 4.7  | 生産物の撤収 .....                         | 17 |
| 4.8  | 外部委託 .....                           | 17 |
| 4.9  | メンバー/サイトの認証への追加登録.....               | 18 |
| 4.10 | ロゴの使用.....                           | 18 |
| 5    | CB への登録.....                         | 18 |
| 5.1  | スコープ .....                           | 18 |
| 5.2  | 登録プロセス.....                          | 19 |
| 6    | 監査/審査プロセス .....                      | 21 |
| 6.1  | CB 審査 .....                          | 23 |
| 6.2  | CB による初回審査および後続審査 .....              | 25 |
| 7    | 認証プロセス .....                         | 26 |
| 7.1  | GLOBALG.A.P.認証の取得要求事項 .....          | 26 |
| 7.2  | GLOBALG.A.P.認証書 .....                | 28 |
| 7.3  | 認証有効期限の延長.....                       | 28 |
| 7.4  | GLOBALG.A.P.認証の維持に関する要求事項.....       | 28 |
| 8    | 主要スタッフの最低資格要求事項.....                 | 32 |
| 8.1  | 主要な業務 .....                          | 32 |
| 8.2  | 資格要求事項 .....                         | 33 |

|          |                                |           |
|----------|--------------------------------|-----------|
| <b>9</b> | <b>IFA 規格第 6 版 GFS の追加要求事項</b> | <b>34</b> |
| 9.1      | 追加                             | 34        |
| 9.2      | 置き換えが必要な要求事項                   | 36        |
| 別紙 I     | グループメンバーシップの声明書(任意)            | 40        |

## 1 はじめに

この文書は、GLOBALG.A.P.一般規則(GR)の一部であり、総合農場保証規格第6版 Smart版(IFA規格第6版 Smart)、総合農場保証規格第6版 GFS版(IFA規格第6版 GFS)、「Harmonized Produce Safety Standard」(HPSS、統一生産物安全規格)、および「Produce Handling Assurance」(PHA規格、生産物取扱保証規格)規格に適用されます。

本書に記載されている規則は、品質マネジメントシステム(QMS)が実施されている複数のサイトを持つ個別生産者のほか、QMSによる管理を行っている生産者グループを対象にしています。

ベンチマークスキーム/チェックリストに関する規則については、GLOBALG.A.P.のベンチマーキング規則に説明されています。

「shall(～するものとする、～しなければならない)」という単語は、すべての GLOBALG.A.P.の規範文書において、必須規定を示すために使用されています。

GLOBALG.A.P.要求事項よりも厳しい原則と基準に関する法令要求は、GLOBALG.A.P.要求事項に優先します。法令がない(または法令が厳しくない)場合、GLOBALG.A.P.要求事項が最低限の許容可能な適合レベルとなります。すべての適用法令に対する適合自体は認証の条件ではありません。GLOBALG.A.P.が承認した認証機関(CB)が実施する審査は、法令順守強化のための公的機関の責任を代行するものではありません。特定の原則と基準に関連する法令が存在しても、その原則と基準のレベルが「上位の義務」になるわけではありません。原則と基準のレベルは、承認されて GLOBALG.A.P.のウェブサイト([www.globalgap.org](http://www.globalgap.org))で公開されている原則と基準の文書およびチェックリストで定義されたとおりに維持されるものとします。

GLOBALG.A.P.一般規則および原則と基準で使用される用語の定義は、GLOBALG.A.P.用語集に記載されています。

原則と基準で参照している別紙は、ガイドラインとして扱います。原則と基準で参照されるガイドラインは、要求事項に適合するための生産者向けの指針であり、規範文書ではありません。

GLOBALG.A.P.のウェブサイト([www.globalgap.org](http://www.globalgap.org))で公開されている GLOBALG.A.P.生産物リストに含まれる生産物だけを認証登録することができます。GLOBALG.A.P.生産物リストは限定的なものではなく、要望に応じて品目を追加することが可能です。生産物リストに新しい品目の追加を希望する場合は、次の情報とともに、[standard\\_support@globalgap.org](mailto:standard_support@globalgap.org) までメールでリクエストを送ることができます。

- a) 品目名
- b) 学名
- c) その他補足情報(例:栽培、用途、別名、写真など)。ウェブサイトのリンクを提供することもできます。

GLOBALG.A.P.要求事項よりも厳しい原則と基準に関する法令要求は、GLOBALG.A.P.要求事項に優先します。特定の原則と基準に関連する法令が存在しても、その原則と基準のレベルが「上位の義務」になるわけではありません。原則と基準のレベルは、承認されて GLOBALG.A.P.のウェブサイト([www.globalgap.org](http://www.globalgap.org))で公開されている原則と基準の文書およびチェックリストで定義されたとおりに維持されるものとします。

GLOBALG.A.P.が承認した認証機関(CB)(または検証機関(VB))は、次の各項について保証し責任を負うものではなく、したがって法的な責任を負うものでもありません:

- a) GLOBALG.A.P.規格に基づいて認証された生産プロセスに由来する生産物の安全性

- b) GLOBALG.A.P. IT プラットフォームにあるデータの正確性および完全性 (GLOBALG.A.P. が承認した CB (または VB) が入力したデータであっても)
- c) 適用される法令、その他の規格、または生産者が選択、適用した GLOBALG.A.P. 規格を使用したベストプラクティスに対する違反

GLOBALG.A.P. 規格の選択と適用は、それぞれの生産者の単独の裁量および責任とします。GLOBALG.A.P. 規格が、生産者のプロセスに適し、生産者や任意の第三者に対して悪影響 (特に損害) を引き起こさないことを確認するのは、生産者の責任となります。

したがって、FoodPLUS GmbH、その雇用者、およびその代行者は、直接的であるか間接的であるかを問わず、GLOBALG.A.P. 規格への適合、FoodPLUS GmbH、またはその雇用者もしくは代行者の事務作業、あるいはかかる GLOBALG.A.P. 規格に関連したそれぞれの義務の履行に起因する理由によって生産者が負う、または生産者に対して生じたいかなる性質の損失、課金、損害、負債、出費、経費 (結果としての損失も含む) の責任を負うことはできません。ただし、かかる損失、課金、損害、負債、出費、経費が、最終的かつ法的に、この者の重大な過失または意図的な不履行に起因する場合を除きます (なお、この制限事項は、請求の独立した根拠にはなりません)。

## 2 用語

ISO 17065 の用語によると、監査/監査員 (審査/審査員) という用語はマネジメントシステムの評価に使用され、検査/検査員という用語はプロセス評価に使用することが勧められます。平易化のため、本書では一部の用語を次のように使用します。

- 「CB 審査員」という用語が使用される場合は、CB の QMS 審査員または CB の農場審査員を指すものとします。
- 「CB 審査」という用語が使用される場合は、CB による QMS 審査または CB による農場審査を指すものとします。
- 「内部監査員」という用語が使用される場合は、内部 QMS 監査員または内部農場監査員を指すものとします。
- 「内部監査」という用語が使用される場合は、内部 QMS 監査または内部農場監査を指すものとします。
- 「生産者グループ/マルチサイト生産者」という用語を使用する場合は、QMS によって管理されている生産者グループおよび/または複数のサイトを持つ個別生産者をそれぞれ指すものとします。
- 「メンバー/サイト」という用語を使用する場合は、生産者グループの個々のメンバーおよび/またはマルチサイト生産者の個々の生産サイトをそれぞれ指すものとします。
- 「認証生産者」「認証法人」および「認証メンバー/サイト」という用語が使用されています。この場合、生産者、法人およびメンバー/サイトは認証されていませんが、それぞれの生産プロセスが認証されています。
- 「認証生産物」は、認証生産プロセスに由来する生産物を指します。

### 2.1 規範および義務文書

(認証を申請している法人) および GLOBALG.A.P. 認証保有者に関する規范文書 (および規範または義務として公開されたその他すべての文書) は、以下の通りです:



- a) GLOBALG.A.P. サブライセンスおよび認証契約: CB と認証を申請している法人との契約書。  
GLOBALG.A.P. 認証を取得するための法的枠組みを定めるものです。
- b) GLOBALG.A.P. ライセンスおよび認証契約: CB と GLOBALG.A.P. すなわち FoodPLUS GmbH との契約書。
- c) GLOBALG.A.P. 原則と基準 (P&C): 生産者の適合要求事項を定める文書。  
注: 原則と基準で参照されるガイドラインは、要求事項に適合するための生産者向けの指針であり、規範文書ではありません。
- d) GLOBALG.A.P. のチェックリスト:
  - 農場審査用
  - QMS 審査用 (生産者グループと QMS を有するマルチサイト生産者の要求事項)
- e) 国別解釈ガイドライン (NIG): 該当する国に対して原則と基準を明確化し、適応させるガイドライン。それぞれの技術委員会によって承認された国についてのみ入手可能です。国別解釈ガイドラインは、承認、公開されると、直ちに使用が義務付けられます。
- f) GLOBALG.A.P. 一般規則 (GR、本書および付属の各パートから構成される。例: CB に関する規則): 認証プロセスがどのように機能するかを定めているほか、品質マネジメントシステムおよび関連する問題に関する要求事項について定義している規則
- g) GLOBALG.A.P. スコープ特定規則 (例: 耕種作物スコープに関する規則、水産養殖スコープに関する規則): 認証プロセスが、特定のスコープごとにどのように機能するかを定めている規則。
- h) GLOBALG.A.P. 事務局によって発行され、GLOBALG.A.P. のウェブサイト ([www.globalgap.org](http://www.globalgap.org)) で公開される技術的なニュースおよび規範の更新。

## 2.2 規範文書および義務文書の管理

- a) すべての規範文書の最新バージョンは、GLOBALG.A.P. のウェブサイト ([www.globalgap.org](http://www.globalgap.org)) から無料でダウンロードすることができます。
- b) 言語: オリジナル文書は英語で書かれています。規範文書は、特定の言語に翻訳され、GLOBALG.A.P. のウェブサイトで公開されます。いったん公開されると、これらの公式 GLOBALG.A.P. 文書は、その言語での認証に使用しなければならない唯一の文書となります。翻訳で相違がある場合には、英語版が優先するものとします。
- c) 文書の変更:
  - 1. 規範文書は、固有の文書コード、バージョン番号、および日付によって識別されます。
  - 2. バージョン名内の日付は、文書の発行日を示しています。
  - 3. バージョン番号: 1 桁目の数字の変更 (例: 5.0 から 6.0 への変更) は、要求事項における変更、すなわちバージョン変更を示しています。2 桁目の数字の変更 (例: 6.0 から 6.1 への変更) は、バージョン更新を示しています。その他の桁の数字の変更 (例: 6.0 から 6.0-1 への変更) は、エディション更新を示しています。
  - 4. 更新は、一般規則および原則と基準の文書で個別に行うことができます。
  - 5. すべてのバージョンおよびエディションの変更と更新について顧客に知らせるのは、CB の責務です。バージョン更新およびエディション更新は、文書の最後にある改訂履歴に要約が記載されます。バージョン変更は、要約が別途公開されます。

### 3 認証オプション

どの規則が適用されるかを決定するには、次のオプションのうち 1 つを選択しなければなりません：

#### 3.1 オプション 1 および 3 – 個別認証

##### 3.1.1 単一サイトの生産者

- a) 個別生産者（単一の法人）が、GLOBALG.A.P.規格（オプション 1）またはベンチマークスキーム/チェックリスト（オプション 3）に従って認証を申請します。
- b) 個別生産者は、認証されると認証保有者となります（「GLOBALG.A.P.一般規則 – 個別生産者に関する規則」を参照）。

##### 3.1.2 QMS を持たないマルチサイト生産者

- a) 個別生産者または 1 つの組織が、個別の法人として機能しない複数の生産サイトを所有している場合がこれにあたります（「GLOBALG.A.P.一般規則 – 個別生産者に関する規則」を参照）。個別生産者は認証されると、認証保有者となります。

##### 3.1.3 QMS を有するマルチサイト生産者

- a) 個別生産者または 1 つの組織で、個別の法人として機能しないが QMS で管理された複数の生産サイトを所有している場合がこれにあたります。個別生産者は認証されると、認証保有者となります。
- b) この場合、「GLOBALG.A.P.一般規則 – 生産者グループと QMS を有するマルチサイト生産者に関する規則」（本書）が適用されるものとします。

#### 3.2 オプション 2 および 4 – グループ認証

- a) 生産者グループが、GLOBALG.A.P.規格（オプション 2）またはベンチマークスキーム/チェックリスト（オプション 4）に従ってグループ認証を申請します。
- b) 法人としてのグループは、認証されると認証保有者となります。
- c) グループは、QMS を実施するとともに「GLOBALG.A.P.一般規則 – 生産者グループと QMS を有するマルチサイト生産者に関する規則」（本書）に定められている規則を順守するものとします。

### 4 生産者グループ/QMS を有するマルチサイト生産者の要求事項

#### 4.1 適法性と運営管理

##### 4.1.1 適法性

- a) 申請者が法人であることを明確に証明する文書があるものとします。
- b) 法人は、農業生産および/または取引を行い、生産者グループメンバーと生産サイトとの法的契約の締結および代表者となる法的権利を付与されていなければならない。
- c) 法人は、GLOBALG.A.P.が承認した CB との GLOBALG.A.P.サブライセンスおよび認証契約の最新バージョン（GLOBALG.A.P.のウェブサイト（[www.globalgap.org](http://www.globalgap.org)）で入手可能）に署名することにより、FoodPLUS GmbH と契約関係を結ぶか、または、CB とのサービス契約/合意に署名することにより GLOBALG.A.P.サブライセンスおよび CB 契約を受け入れ、組み入れる

ことを明示的に承認していなければなりません。CB は、GLOBALG.A.P. サブライセンスおよび認証契約の写しを QMS 管理者に渡していなければなりません。GLOBALG.A.P. サブライセンスおよび認証契約には、QMS の認証スコープにおけるすべてのスコープ、規格、およびアドオンを含めていなければなりません。

- d) 一法人が運用できる QMS は、一国あたり 1 つのみです。
- e) オプション 1 で認証可能な法人だけが、オプション 2 認証の生産者グループに加わることができます。
- f) 生産者グループまたは QMS を有するマルチサイト生産者が別の生産者グループに加わる場合、2 つの QMS を 1 つに統合し、新たに認証保有者となる 1 つの法人がこれを管理しなければなりません。認証保有者は、生産物を市場に出すことを含むすべての登録された生産活動についての法的責任があります。

#### 4.1.1.1 生産者グループの生産者グループメンバー

- a) 各生産者グループメンバーと法人との間で有効な書面による契約を締結していなければなりません。この契約には、次の構成要素が含まれていなければなりません：
  - 生産者グループ名および法律上の識別情報
  - 生産者グループメンバー名および法律上の識別情報
  - 生産者グループメンバーの連絡先住所
  - 認証および非認証生産プロセスに由来する生産物を含む、個別生産サイトの詳細（契約書は、この情報について生産者グループの内部登録簿を参照先としても可）
  - 面積（耕種作物）またはトン数（水産養殖）の詳細（契約書は、この情報について生産者グループの内部登録簿を参照することができる）
  - 関連する GLOBALG.A.P. 規格要求事項に適合することについての生産者グループメンバーの誓約
  - 生産者グループの文書化された手順、方針、および技術的アドバイス（提供されている場合）に適合することについての生産者グループメンバーの合意
  - GLOBALG.A.P. 規格要求事項およびその他の内部要求事項を満たしていない場合に科される可能性のある制裁
  - 生産者グループメンバーおよび生産者グループ代表者の署名
- b) 登録された生産者グループメンバーは、生産者グループに共通の QMS に従うものの、それぞれの生産サイトについて法的責任を負うものとします。
- c) 生産者グループメンバーは法律上の認証保有者ではありません。したがって、生産者グループメンバーは、個々のメンバー名で認証生産物を販売しないものとします。非認証生産物として販売されるすべての生産物は、生産者グループのマスバランスシステムに記録されるものとします。

#### 4.1.1.2 QMS を有するマルチサイト生産者の生産サイト

- a) すべての生産サイトは、法人の直接管理下で所有または賃借されているものとします。
- b) 法人が生産サイトを所有していない場合、サイト所有者と契約を締結していなければなりません。この契約書には、サイト所有者が貸し出しているサイトでの生産活動について、サイト所有



者にはいかなる責任、および介入または意思決定権がないことを明確に示す文言を含んでいなければなりません。各生産サイトの所有者と法人との間で、次の構成要素を含む、書面による有効な契約を締結していなければなりません：

- 認証保有者名および法律上の識別情報
- 生産サイト所有者名および法律上の識別情報
- 生産サイト所有者の連絡先住所
- 個々の生産サイトの詳細
- 両当事者の代表者の署名

c) すべての生産物取り扱い単位 (PHU) を特定および登録していなければなりません。

#### 4.1.2 内部登録簿

- a) 関連する GLOBALG.A.P. 規格に従って生産を行っているすべてのメンバー/サイトについて、内部登録簿を維持していなければなりません。
- b) 認証を取得した後、生産者グループは、その生産者グループのメンバーであることを示す声明書を自分の生産者グループメンバーに対して発行することが認められています。この声明書の発行を受けるには、生産者グループメンバーを、認証書の別紙に記載していなければなりません。この声明書は、認証書に代わるものではなく、また商取引で使用したり認証取得を標榜するために使用することはできません。この声明書の交付に関する最低要求事項については、「[グループメンバーシップの声明書\(任意\)](#)」をご覧ください。

##### 4.1.2.1 QMS を有するマルチサイト生産者

- a) 登録簿には、各生産サイトについて少なくとも次の情報を含んでいなければなりません：
  - (i) 生産サイトの識別情報
  - (ii) 生産サイトの所在地
  - (iii) 法人の生産サイトとの関係に関する情報(所有、賃貸など)
  - (iv) 登録生産物
  - (v) 登録に含まれない生産物
  - (vi) 登録された各生産物の生産エリアおよび/または生産量
  - (vii) CB(生産者が複数の CB を利用している場合は、各 CB がどの生産物または規格のために利用されているかの情報を含む、すべての CB のリスト)
  - (viii) 生産サイトのステータス(前回の内部農場監査の結果としての内部ステータス、すなわち承認済み、一時停止など)
  - (ix) 前回の内部農場監査の日付
- b) 登録簿には、生産者の責任下にある、GLOBALG.A.P. 認証に登録されていないすべての生産サイト(所有および賃借)についても、上記(i)から(vi)までの情報を含めていなければなりません。

#### 4.1.2.2 生産者グループ

- a) 登録簿は、各生産者グループメンバーについて少なくとも次の情報を含んでいなければなりません:
- (i) 生産者グループメンバー名
  - (ii) 連絡先窓口担当者の名前
  - (iii) 正式な住所(郵便物の宛先となる実在住所)
  - (iv) 連絡先データ(電話番号およびメールアドレス)
  - (v) その他の法人識別情報(VAT 番号、ID 番号など)。ただし、生産国で必要な場合(「GLOBALG.A.P.登録データ要求事項」を参照)
  - (vi) 登録生産物
  - (vii) 各生産サイトの詳細および所在地。この情報には、認証および非認証生産プロセスに由来する生産物を含む
  - (viii) 登録された各生産物の生産エリアおよび/または生産量
  - (ix) CB(生産者が複数の CB を利用している場合は、各 CB がどの生産物または規格のために利用されているかの情報を含む、すべての CB のリスト)
  - (x) 生産者グループメンバーのステータス(前回の内部農場監査の結果としての内部ステータス、すなわち承認済み、一時停止など)
  - (xi) 前回の内部農場監査の日付
- b) GLOBALG.A.P.生産者グループ認証に含まれることを申請していない生産者については、別途リストを作成し、GLOBALG.A.P. IT プラットフォームに登録してはなりません(ただし、生産者がベンチマークスキーム/チェックリストまたは別の GLOBALG.A.P.規格を申請している場合は除く)。
- c) 内部登録簿および認証スコープに含まれない生産者のリストは、生産者グループ内での管理を目的としています。その内容は、生産者グループの QMS の効率性に関する課題を明確化するために必要な場合などを除き、外部に開示する必要はありません。内部登録簿および認証スコープに含まれない生産者のリストは、QMS 審査中、CB が閲覧できるようにしておかなければなりません。

#### 4.2 管理および組織

QMS は、登録メンバー/サイトが GLOBALG.A.P.規格要求事項に一貫して適合するような堅牢なものでなければなりません。

##### 4.2.1 構造

- a) 申請者は、登録されたすべてのメンバー/サイトにわたる適切な QMS の実施を可能にする管理構造でなければなりません。
- b) 十分かつ適切なリソース(技術的力量および適切なトレーニングを受けた管理者)により、関連する GLOBALG.A.P.規格要求事項を登録されたすべてのメンバー/サイトにおいて効果的に満たすことを確実にできていなければなりません。

- c) 組織構造は文書化していなければならない、QMS 構造には、次のことに責任を負い、その力量を有する者を含んでいなければなりません：
  - (i) QMS の管理 (QMS 管理者)
  - (ii) 内部 QMS 監査の実施および内部農場監査の検証 (内部 QMS 監査員)
  - (iii) 各メンバー/サイトの年次内部農場監査の実施 (内部農場監査員)
  - (iv) 内部監査員および生産者のトレーニング
  - (v) 生産者グループへの技術的アドバイスの提供 (任意)
- d) 経営陣は、内部 QMS/農場 監査/審査員に、内部監査/審査中に独立した視点で技術的に正当な判断を下すための十分な権限を与えていなければなりません。

#### 4.2.2 スタッフの力量とトレーニング

- a) 主要スタッフ ([第 4.2.1 項](#)に記載されている人員、および特定された人員) の力量要求事項、トレーニングおよび資格を定め、文書化するものとします。これらの資格要求事項は、外部コンサルタントにも適用されます。
- b) 経営陣は、関連する GLOBALG.A.P.規格への適合について責任を負うすべてのスタッフが、適切なトレーニングを受け、定められた力量要求事項を満たしていることを確実にしていなければなりません：
  - (i) 内部 QMS 監査員および内部農場監査員は、メンバー/サイトから独立の立場にあるものとします。
  - (ii) 内部 QMS 監査員、内部農場監査員、および QMS 管理者の力量は、第 8 項の[主要スタッフの最低資格要求事項](#)に従って、経営陣がチェックし、CB が確認しなければなりません。
  - (iii) メンバー/スタッフの技術アドバイザーは、提供するアドバイスに基づいて、関連する GLOBALG.A.P.規格で適用される原則と基準に記載されている要求事項を満たしていなければなりません (例: 農薬および特定防除資材アドバイザー、獣医サービスなど)。
- c) 力量を示すために、GLOBALG.A.P.規格の要求事項への適合に関与する主要な全スタッフ (マネージャー、内部監査/審査員など) の資格およびトレーニングの記録を維持していなければなりません。
- d) 2 人以上の内部 QMS/農場 監査/審査員がいる場合、GLOBALG.A.P.規格へのアプローチと解釈の一貫性を確保するために、トレーニングおよび評価を受けていなければなりません (例: 内部立会監査/審査の実施とその記録など)。
- e) 主要なスタッフに関連する GLOBALG.A.P.規格への適合に関する進捗および法改正について周知するためのシステムを整備していることを実証しなければなりません。上記の主要なスタッフのための導入トレーニングおよび毎年の更新トレーニングの証拠が、閲覧可能でなければなりません。該当する場合、法令順守を含みます。

#### 4.3 文書管理

- a) GLOBALG.A.P.規格に適合するための QMS の運用に関連するすべての文書は、適切に管理していなければなりません。この文書には次のものを含まなければなりません、これらに限定されません：
  - (i) 品質マニュアル

- (ii) GLOBALG.A.P.の運用手順
  - (iii) 作業指示および指針
  - (iv) 記録様式
  - (v) 関連する外部規格(例: 現行の GLOBALG.A.P.規范文書)
- b) 文書は、関連する GLOBALG.A.P.規格の要求事項に適合していることを実証するために十分詳しく記述したものでなければなりません。
  - c) 担当スタッフおよび登録生産者グループメンバーが関連書類を閲覧できるようにしておかなければなりません。
  - d) 品質マニュアルの内容は定期的に見直し、関連する GLOBALG.A.P.規格要求事項および QMS で定める内部要求事項を常に満たしていることを確実にしていなければなりません。該当する GLOBALG.A.P.規格の変更事項または発行された規範および義務文書が効力を発する場合、GLOBALG.A.P.事務局が定める期間内に品質マニュアルに反映していなければなりません。

#### 4.3.1 文書管理要求事項

- a) 文書管理について定めた手順書がなければなりません。
- b) すべての文書は、発行と配布に先立ち、権限のあるスタッフがレビューし、承認していなければなりません。
- c) すべての管理文書は、発行番号、発行日/レビュー日、また適切なページ番号によって識別していなければなりません。
- d) これらの文書のいかなる変更も、それらの配布に先立って、権限のあるスタッフがレビューし、承認していなければなりません。可能な限り、変更理由とその性質についての説明がなされなければなりません。
- e) 関連するすべての文書の写しは、QMS によって管理されているあらゆる場所で利用できるものとします。
- f) 新規の文書の発行後に文書の見直しおよび旧版文書の廃止が確実に行われるしくみを整備していなければなりません。

#### 4.3.2 記録

- a) (品質マニュアルおよびその他の関連 QMS 文書の要求事項、方針、手順を含む)QMS の効果的な管理と実施、および GLOBALG.A.P.規格要求事項への適合を実証する記録がなければなりません。
- b) 記録は最低 2 年間保管していなければなりません。
- c) 記録は、偽りがなく、判読可能で、適切な場所に保管され、適切な状態で維持されなければならない、また必要に応じて監査/審査のために閲覧可能でなければなりません。
- d) オンラインまたは電子ファイルに保管されている記録は有効です。署名が必要な場合、署名者しか照合および使用権限のないパスワードまたは電子署名で代用することができます。責任者の署名が必要な場合は、これを提供しなければなりません。電子記録は、監査/審査中に閲覧可能でなければなりません。バックアップは、常に利用できなければなりません。



#### 4.4 苦情対応

- a) 申請者は、顧客の苦情を効果的に管理するためのしくみがなければならず、生産者グループメンバーが苦情対応のしくみの中で関連する部分を利用できるようにしていなければなりません。
- b) 苦情の受付、登録、識別、調査、フォローアップ、およびレビューの方法について記載した手順書を作成していなければなりません。
- c) 手順書は、必要に応じて顧客が閲覧できるようにしていなければなりません。
- d) 手順書は、認証保有者に対する苦情と個々のメンバー/サイトに対する苦情の両方を対象としていなければなりません。
- e) 認証保有者または生産者グループメンバーが、食品安全（すなわち、集団食中毒の発生に関与している可能性がある）、働く人のウェルビーイング、環境保護、またはアニマルウェルフェアに関する苦情を受けている、または国内法または国際法を侵害したとして裁判中であるか裁判所によって判断され、これらの行為が FoodPLUS GmbH および/または GLOBALG.A.P. 規格の評判と信頼性を危険にさらす可能性がある場合、認証保有者は、24 時間以内に CB に連絡しなければなりません。

#### 4.5 内部監査/審査

- a) 申請者は、認証要求事項への適合について検証し確実にするために、認証範囲（スコープ）内のすべての生産物とプロセスを対象とする、すべてのメンバー/サイトおよび PHU の内部 QMS/農場 監査/審査を実施していなければなりません。
- b) 内部監査/審査（QMS、PHU、およびメンバー/サイト）は、最初の CB 審査およびその後の年 1 回の審査に先立って、内部監査/審査員が実施していなければなりません。

##### 4.5.1 内部 QMS 監査/審査

- a) GLOBALG.A.P. 規格の QMS 要求事項は、少なくとも年 1 回監査/審査を実施していなければなりません。
- b) 内部 QMS 監査/審査員は、第 8 項の[主要スタッフの最低資格要求事項](#)で定める要求事項に適合していなければなりません。
- c) 内部 QMS 監査/審査員が、食品安全および/または農業生産工程管理（G.A.P.）の必要なトレーニングを受けておらず、QMS トレーニング/実務経験のみの場合、これらの資格要求事項を満たし、（QMS に含まれている）他の者が内部監査/審査チームの一員となって、内部 PHU 監査/審査を実施し、内部農場監査/審査を承認しなければなりません。食品安全性および/または G.A.P. の資格要求事項を満たさない者が、内部農場監査/審査を実施することはできません。
- d) 内部 QMS 監査/審査員は、監査/審査を受ける部門から独立していなければなりません。
- e) 最初に QMS を構築した人物が内部 QMS 監査/審査を行うことは可能です。ただし、QMS 管理に関する日々の業務を担当する者が、内部 QMS 監査/審査を行うことはできません。
- f) 内部 QMS 監査/審査、内部監査/審査の所見、および内部 QMS 監査/審査の結果生じた是正処置のフォローアップの記録は、維持され、閲覧可能でなければなりません。
- g) （該当する場合は、中央 PHU 要求事項を含む）完全な QMS チェックリストは、すべての QMS 要求事項に対してコメントを記入していなければならず、CB 審査中、CB 審査員によるレビューのために現場で閲覧可能でなければなりません。



- h) QMS チェックリストには、内部 QMS 監査/審査員の氏名と署名はもちろん、監査/審査を受けた QMS の代表者の氏名と署名も含めていなければなりません。
- i) 内部 QMS 監査/審査を 1 日間ではなく 12 ヶ月の期間内に継続して行う場合、あらかじめ定められたスケジュールがなければなりません。
- j) 内部 QMS 監査/審査は、GLOBALG.A.P.規格の内部 QMS 要求事項に基づいて実施していなければなりません。

#### 4.5.2 メンバー/サイトの内部監査/審査

- a) すべての関連する GLOBALG.A.P.規格の原則と基準に基づく内部農場監査/審査を、(対応する生産サイトと PHU を含む)各登録メンバー/サイトにおいて少なくとも年 1 回実施していなければなりません。農場/サイトの生産関連記録(例:薬剤/農薬および特定防除資材(PPP)の施用記録など)は、農場の状況(例:生産物、インタビュー、保管など)と照合するために現場で提示され、監査/審査されていなければなりません。
- b) 内部農場監査/審査の時期は、GLOBALG.A.P.規格の一般規則およびスコープ特定規則で定められた規則に従っていなければなりません。
- c) 内部農場監査/審査員は、第 8 項の[主要スタッフの最低資格要求事項](#)で定める要求事項に適合していなければなりません。
- d) 内部農場監査/審査員は、監査/審査される部門から独立していなければならないため、QMS を通じて任命されます。内部農場監査/審査員は、自らの日常業務を監査/審査することはできません。
- e) 新規のメンバー/サイトは、QMS の内部登録に先立ち、必ず内部監査/審査を受け、承認されなければなりません([第 4.1.2 項](#)参照)。
- f) 内部農場監査/審査の報告書およびメモの原本は保持し、CB 審査で閲覧可能でなければなりません。
- g) 内部農場監査/審査の報告書は、次の情報を含んでいなければなりません:
  - (i) 登録メンバー/サイトの識別情報
  - (ii) 登録メンバーおよび/または生産サイト責任者の署名
  - (iii) 日付
  - (iv) 内部農場監査/審査員名および署名
  - (v) 登録生産物
  - (vi) GLOBALG.A.P.の各原則と基準に対する内部農場監査/審査の結果
  - (vii) 原則と基準に対するコメント。どの原則と基準についてコメントするかを事前に決定した別文書を GLOBALG.A.P.事務局が発行している場合を除き、チェックリストには、適合と判断した上位の義務の原則と基準、不適合と判断した上位および下位の義務の原則と基準、および/または適用除外と判断された上位および下位の義務の原則と基準について、コメント欄に詳細を記述していなければなりません。これは、監査/審査証跡を事後にレビューできるようにするために必要です。推奨事項には、コメントは必要ありません。
  - (viii) 特定されたすべての不適合項目の詳細および是正処置の実施期間
  - (ix) 適合率の算出を含む内部農場監査/審査結果

- (x) 内部農場監査/審査の期間(開始時刻および終了時刻の記録)
- (xi) 監査/審査報告書を承認した内部 QMS 監査/審査員名。その他のレビューと承認の証拠も可能です。
- h) 内部 QMS 監査/審査員(または内部監査/審査チーム、[第 4.5.1 項 c\)](#)参照)は、提出された内部農場監査/審査報告書に基づいて、メンバー/サイトが GLOBALG.A.P.規格要求事項に適合しているかどうかをレビューし、判定を下さなければなりません。
- i) 内部 QMS 監査/審査員が 1 名しかおらず、内部農場監査/審査員も兼任している場合は、QMS 管理者が内部農場監査/審査を承認していなければなりません。
- j) 内部監査/審査を 12 ヶ月間の期間内に継続して行う場合、あらかじめ決定したスケジュールがなければなりません。これは、初回認証審査では適用除外となります。

#### 4.5.3 不適合、是正処置、制裁

- a) 内部監査/審査または CB 審査、顧客からの苦情、または QMS の不備による不適合や是正処置の対応手順を文書化していなければなりません。この手順書には、QMS、PHU、メンバー/サイトのレベルで検出された不順守および不適合の識別と評価方法を記述していなければなりません。
- b) 不適合に対する是正処置の内容は評価され、実施のための期間が定められるものとします。
- c) 是正処置の実施と解決に関する責任者を定めていなければなりません。
- d) [第 7.4.3 項](#)で定められた要求事項を満たすに適合する制裁のしくみは、すべてのメンバー/サイトに適用されるものとします。すべての内部の制裁は、QMS が決定していなければなりません。
- e) (メンバー/サイトの)生産物を部分的に一時停止することはできません(すなわち、生産物全体を一時停止しなければなりません)。
- f) 登録メンバー/サイトの一時停止または取り消しを、GLOBALG.A.P.承認 CB に直ちに通知するためのしくみを整備していなければなりません。
- g) 制裁を受けて実施した是正処置の証拠と意志決定プロセスの証拠を含め、すべての制裁の記録を保持していなければなりません。
- h) 生産者グループメンバーは、それぞれの制裁につながった不順守を適切に解決するまで、生産者グループを変更できません。
- i) 生産者グループは、承認した生産者グループメンバーに対する、制裁としての生産物の一時停止および自己申告による生産物の一時停止を解除できます。

#### 4.6 生産物のトレーサビリティと区分管理

- a) 生産物のラベル表示を含め、並行所有に関する要求事項については、「GLOBALG.A.P.一般規則 - 並行所有に関する規則」をご参照ください。
- b) 登録生産物を識別し、すべての(適合および不適合)生産物のメンバー/サイトまでのトレーサビリティを確実にするための文書化された手順がなければなりません。
- c) マスバランス演習は、認証保有者の法人内での適合性を実証するために、登録生産物ごとに、少なくとも年 1 回は実施していなければなりません。

- d) 関連する GLOBALG.A.P.規格要求事項を満たし、認証生産物として販売される生産物は、GLOBALG.A.P.規格要求事項を満たしていない生産物と混ざらない方法で取り扱ってなければなりません。認証生産プロセスと非認証生産プロセスに由来する生産物の区分管理を確実にするための効果的なしくみを整備していなければなりません。これは、関連する記録を含む、物理的な識別や生産物取り扱い手順を通じて実現することができます。
- e) GLOBALG.A.P.の認証生産プロセスおよび非認証生産プロセスに由来する生産物のラベルの誤表示を防ぐための効果的なしくみと手順を整備していなければなりません。(メンバー/サイトまたは外部の供給元のいずれかから)PHU に入ってくる適合生産物は、取扱いプロセス中の適切な区分管理を確実にするために、直ちに GLOBALG.A.P.識別番号(例:GGN など)または QMS 手順の中で明確に説明されている認証状況を示す一意の参照番号により識別していなければなりません。この参照情報は、個々に識別される最小単位で使用するものとします。
- f) 認証保有者が生産物に GLOBALG.A.P.の識別番号(例:GGN など)をラベル表示したい場合、認証保有者(生産者グループ/マルチサイト生産者)の識別番号、生産物を生産した生産者グループメンバーの識別番号、またはその両方の番号を使用することができます。生産者グループメンバーが生産物の梱包やラベル表示を行う場合、生産者グループはメンバーに対し、生産者グループメンバーの識別番号の有無にかかわらず、生産者グループの識別番号(例:生産者グループの GGN など)を表示するよう求めることができます。QMS を有するマルチサイト生産者の場合は、認証保有者の識別番号を使用していなければなりません。識別番号は、最終消費者向けの包装であるか否かにかかわらず、最小の個別包装単位で使用していなければなりません。GLOBALG.A.P.識別番号は、非認証生産プロセスに由来する生産物のラベル表示に使用してはなりません。
- g) 認証および非認証生産プロセスに由来する生産物を正しく出荷することを確実にするために最終的な文書確認を行っていなければなりません。
- h) 認証生産プロセスに由来する生産物の販売に関するすべての取引書類(請求書、その他販売関連文書、出荷書類など)には、認証保有者の GLOBALG.A.P.識別番号を含めていなければならず、かつ GLOBALG.A.P.認証ステータスへの言及を含めていなければなりません。これは内部文書には義務付けられていません。取引書類上で、認証生産物であることが識別できれば十分です(例:「GGN\_GLOBALG.A.P.認証<生産物名>など」)。認証生産物(認証生産プロセスに由来する生産物)が認証生産物として販売されているかどうかにかかわらず、認証ステータスの表示は義務付けられています。ただし、CB による初回審査においては、生産者グループ/マルチサイト生産者は認証されていない状態であり、認証合格判定が最初の下るまでは GLOBALG.A.P.認証ステータスに言及できないため、この点を確認することはできません。
- i) 事業規模に応じ、メンバー/サイトから入荷した、または異なる仕入先(すなわち、他の生産者や取引業者)から購入した認証および非認証生産プロセスに由来する生産物の数量を把握するための手順を確立し、文書化し、維持していなければなりません。記録には以下を含まなければなりません:
- (i) 生産物の説明
  - (ii) GLOBALG.A.P.認証ステータス
  - (iii) 入荷/購入した生産物の量
  - (iv) 承認されたサプライヤーのリストとサプライヤーの詳細
  - (v) 認証生産プロセスに由来する生産物の場合、GLOBALG.A.P.認証書の写し



(vi) 入荷/購入した生産物に関連するトレーサビリティのデータ/コード

(vii) 認証保有者が受領した発注書/請求書

- j) 認証または非認証生産プロセスに由来する生産物の売上明細は、認証生産プロセスに由来するものとして納品/販売した数量に特に注意を払って、記録していなければなりません。
- k) マスバランスの検証プロセスを容易にするため、(認証された製造工程に由来するものであるか、認証されていない製造工程に由来するものであるかを問わず、認証状況を含む) 入荷、出荷、および在庫の(体積や重量情報を含む)量を記録し、その概要を保持していなければなりません。文書は、認証および非認証生産物の入りと出の整合性を実証していなければなりません。マスバランスの検証頻度は定められなければならないが、また事業規模に応じた適切な頻度でなければならないが、少なくとも生産物ごとに年 1 回は検証を行っていなければなりません。マスバランスを実証するための文書は、明確に識別していなければなりません。CB による初回審査では、しくみの準備はできていても、プロセスがまだ認証されていないため、閲覧可能な記録は何もないことになります。
- l) 認証スコープに含まれる PHU は、登録生産物の受け入れから、取扱い、保管、および出荷を通して、識別とトレースが可能となるような手順を運用していなければなりません。
- m) 歩留り率は、関連する取扱いプロセスごとに算出し、閲覧可能でなければなりません。発生した生産物の廃棄量はすべて記録していなければなりません。取扱い、選別、等級分けなどによるロスを計算し、ロスが発生する取扱いプロセスごとに、ロスの記録を閲覧可能でなければなりません。ロスとは推定値も許容されますが、正当性があり、記録による裏付けがなければなりません。収穫/屠殺/加工された生産物の数量または重量の有効な推定量を、生産物の販売量の記録と比較していなければなりません。
- n) このセクションは、内部および CB の両方が、PHU レベルで、PHU の稼働中に監査/審査していなければなりません。

#### 4.7 生産物の撤収

- a) 登録生産物の撤収を効果的に管理するために、文書化された手順が整備されているものとします。
- b) 手順では、撤収に至る可能性のある事象の種類、生産物の撤収の決定を下す責任者、顧客および GLOBALG.A.P.承認 CB に通知するためのしくみ、および在庫の調整方法を明記していなければなりません。
- c) 手順は、いつでも運用することができるものとします。
- d) 手順の有効性を確実にするために、適切な方法で少なくとも年 1 回テストしていなければならず、その記録を保管していなければなりません。過去 12 か月以内に実際に撤収が発生した場合は、これを年次テストに数えることができます。

#### 4.8 外部委託

- a) 活動を第三者に外部委託する場合、これらの活動内容が関連する GLOBALG.A.P.規格要求事項に従って行われていることを確認するための手順がなければなりません。
- b) すべての下請け業者の力量を評価し、関連する GLOBALG.A.P.規格要求事項を満たすことを実証するための記録を維持していなければなりません。
- c) 下請け業者は、QMS 関連手順に従って作業していなければならず、これはサービスレベルの合意書または契約書の中に明示していなければなりません。

- d) PHU を外部委託し、スコープ BIII について GFSI(世界食品安全イニシアチブ)によって承認された農場出荷後の食品安全に関する認証が既にある場合 ([www.mygfsi.com](http://www.mygfsi.com))、内部 QMS 監査/審査員は、少なくとも区分管理とトレーサビリティ、また該当する場合はポストハーベスト処理について監査/審査するものとします。疑義が生じた場合、内部 QMS 監査/審査員は該当するその他すべての原則と基準について再監査/審査できます。外部委託された PHU が、別の GLOBALG.A.P.認証(例: IFA、CoC、PHA など)に含まれている場合、QMS は、この認証を受け入れることも、あるいは PHU に対する内部監査/審査を独自に実施することもできます。

#### 4.9 メンバー/サイトの認証への追加登録

- a) 新しいメンバーおよびサイトを、有効な認証書に追加することができます(内部の承認手順を満たしていることが条件)。認証保有者は、承認済みメンバー/サイトのリストに対してメンバー/サイトの追加または削除を行う場合、CB に速やかに連絡する責任を負います。
- b) 1 年間にメンバー/サイトの新規追加が 10 パーセント(%)以下である場合、CB による追加検証なく、メンバーまたはサイトを承認リストに追加できます。
- c) 承認メンバー/サイトの数が 1 年間で 10%を超えて増加する場合、認証書にメンバー/サイトの追加に先立って、新規追加されるメンバー/サイトに対する CB による追加の農場審査のほか、少なくとも QMS の関連部分の審査が要求されています。関連する QMS 部分の審査は、次の内部承認手順になります: 内部農場監査/審査、内部農場監査/審査報告書のレビュー、QMS の内部登録簿への新規メンバー/サイトの「承認」ステータスでの追加。
- d) 承認メンバー/サイト数が 1 年間に増加する割合にかかわらず、新規登録農場が既登録生産物の生産面積または生産量(水産養殖の場合)を 1 年間で 10%を超えて増加する場合、またはメンバー/サイトの変更が 10%を超える場合、認証書へのメンバー/サイトの追加に先立って、新規追加するメンバー/サイトに対する追加の CB 審査のほか、少なくとも QMS の関連部分の CB 審査が要求されています。
- e) c)項および d)項で、CB が審査するメンバー/サイトの最小サンプルは、新規メンバー/サイト数の平方根となります。
- f) メンバー/サイトの数量の増加にかかわらず、CB によるサーベイランス審査と認証審査の間に、認証書に新規生産物を追加する場合は、新規生産物を栽培するメンバー/サイト数の平方根に対して CB 審査を実施しなければなりません。

#### 4.10 ロゴの使用

生産者グループ/マルチサイト生産者は、「GLOBALG.A.P.商標の使用:方針と指針」の規則に従って使用されている。

### 5 CB への登録

#### 5.1 スコープ

GLOBALG.A.P.認証の範囲は、次を含みます:

- a) 一次農産物の管理された生産プロセス。このプロセスでは天然の水生生物/捕獲物、または山野で採集された植物は対象とされません。



- b) GLOBALG.A.P.生産物リストに含まれている品目のみ。GLOBALG.A.P.のウェブサイト ([www.globalgap.org](http://www.globalgap.org)) で公開されている GLOBALG.A.P.生産物リストに含まれる生産物だけを認証登録することができます。GLOBALG.A.P.生産物リストは限定的なものでなく、要望に応じて品目を追加することが可能です。
- c) 生産者自身が生産した生産物のみ。生産者は、マルチサイトを持つ個別生産者自身が生産していない生産物の生産について認証を受けることはできず、生産者グループは、生産者グループのメンバーが生産していない生産物の生産について認証を受けることはできません。

## 5.2 登録プロセス

### 5.2.1 一般事項

- a) 申請者は、最初のステップとして、GLOBALG.A.P.が承認した CB を選ばなければなりません。承認済み、または暫定的に承認済みの CB の連絡先情報は、GLOBALG.A.P.のウェブサイト ([www.globalgap.org](http://www.globalgap.org)) で入手可能です。選んだ CB が関連するスコープについて承認されているかどうかは申請者の責任において確認します。
- b) 選ばれた CB は、GLOBALG.A.P. IT プラットフォームへの申請者の登録、データ更新、および料金徴収について責任があります。
- c) GLOBALG.A.P. IT プラットフォームに申請者を登録する前に、CB は、申請者が他の CB に既に登録されていないか、有効なステータスを持っていないか、または制裁を受けていないか確認しなければなりません。
- d) すべての CB には、GLOBALG.A.P.事務局で必要な最低限の情報を含む申請フォームがあります。「GLOBALG.A.P.登録データ要求事項」を参照してください。収集されたすべての情報は、CB 審査中に検証されるものとします。
- e) 登録することによって、申請者は認証要求事項に適合すること、データ更新の際は CB へ連絡すること、FoodPLUS GmbH および CB によって定められた該当する料金を支払うことを約束したことになります。関連する GLOBALG.A.P.の料金表を参照してください。
- f) この情報は、固有の GLOBALG.A.P.識別番号(13桁の数字に、適用される規格により決められた接頭辞を付加したもの)を申請者に付与するために GLOBALG.A.P.事務局により使用されます。これは、生産者が既にグローバルロケーションナンバー(GLN)を持っていない限り、GLOBALG.A.P.のすべての活動に固有の識別子として使用されます。
- g) 機密性、データ使用、およびデータ公開:
  - (i) 登録中、申請者は、FoodPLUS GmbH および CB が内部処理および制裁手続きに登録データを使用することについて、書面による許可を与えます。
  - (ii) GLOBALG.A.P.事務局および申請者が利用している CB は、GLOBALG.A.P. IT プラットフォーム内にあるすべてのデータを利用可能です。データは、内部プロセスおよび制裁手続きに使用することができます。
  - (iii) 最小限義務付けられるデータ公開レベルは、機密性およびデータ使用に関する追加情報とともに、GLOBALG.A.P.のデータアクセス規則で定義されています。
  - (iv) 申請者が最低限のデータ公開レベルに同意しない場合、申請者は GLOBALG.A.P.のサブライセンスおよび認証契約に適合していないことになり、認証を受けることも、認証取得を目指している生産者グループに所属することもできません。

- (v) GLOBALG.A.P.のデータアクセス規則で述べられている以外のデータは、申請者の書面による同意なしに、GLOBALG.A.P.事務局または CB によっていかなる部外者にも公開されることはありません。
- h) CBと申請者との間のサービス契約は、最長 4 年間を有効期限とし、その後の更新も 4 年間を有効期限の上限とします。
- i) 表 1            登録

申請者にできること、できないことを以下に示します。

|                                                     | できること    | できないこと |
|-----------------------------------------------------|----------|--------|
| 複数 CB で同一の生産物を登録する                                  |          | x      |
| 複数オプションで同一の生産物を登録する(個別生産者および生産者グループメンバーとして)         |          | x      |
| 異なる国にある生産サイトを登録する(例外は、GLOBALG.A.P.事務局が個々に認めた場合のみ)   |          | x*     |
| 異なる規格の下で同一のまたは異なる生産物を登録する                           | x        |        |
| 認証を得ようとしている生産物を生産する生産者グループメンバーのサブグループのみを登録することを選択する | x (PO**) |        |
| 認証を得ようとしている生産の一部のプロセスのみを登録することを選択する                 | x (PO**) |        |

\*越境(国際)認証(ひとつの認証で複数の国における生産を対象とする)は、通常許可されません。ただし、例外が適用される場合があります。認証される法人が国#1 に所在しているが国#2 にサイトがある場合(所有および賃借)で、国#2 が同国に法人を設立しなくともこれを許可する場合、これらのサイトは国#1 の法人の下で認証を受けることができます。

法令により、国境からサイトまでの最小/最大距離が指定されている場合、この距離に適合しなければなりません。国#2 にあるサイトについては、国#2 の法令が適用されます(例:農薬および特定防除資材の登録、農薬および特定防除資材の申請)。

異なる国にあるサイトは、実際には単一の生産サイトであっても、国ごとに少なくとも 1 つの異なるサイトとして登録しなければなりません。この場合(通常、越境認証の場合)、マルチサイト生産者とみなされます。

この規則は、隣接する複数の国に法人を持たないがそれらの国に借地を持っている生産者グループにも適用されます。

この規則は、一部のメンバーが隣接する複数の国に個別の法人を持つ生産者グループには適用されません。

\*\* (同一の生産物について) GLOBALG.A.P. 認証または非認証の生産プロセスに由来する生産物を同時に生産または所有するすべての申請者は、並行所有(PO)の登録を行わなければなりません。登録要求事項については、「GLOBALG.A.P. 一般規則 – 並行所有に関する規則」を参照してください。

- j) 登録を完了するには、申請者は以下の条件すべてを満たすものとします。
- (i) 必要なすべての情報が含まれている申請書を CB に提出する
  - (ii) CB と GLOBALG.A.P. サブライセンスおよび認証契約 (GLOBALG.A.P. のウェブサイト ([www.globalgap.org](http://www.globalgap.org))) で入手可能) に署名すること、または、申請者が GLOBALG.A.P. のサブライセンスおよび認証契約を含む CB とのサービス契約書/合意書に署名し、これを受領していることを確認し、かつ CB が GLOBALG.A.P. サブライセンスおよび認証契約の写しを申請者に渡している
  - (iii) 固有の GLOBALG.A.P. 識別番号を割り当てられている、または GLN を持っている
  - (iv) 最新の GLOBALG.A.P. の料金表で説明されているとおりに、GLOBALG.A.P. の手数料を支払うことに書面で同意している

## 5.2.2 新規登録

- a) 初めての登録の場合、CB は申請を確認し、申請の受領完了から 28 暦日以内に申請者に固有の GLOBALG.A.P. 識別番号を提供するものとします。
- b) 登録プロセスは、CB 審査の実施に先立って、完了していなければなりません。

## 5.2.3 新しい CB への登録(移行)

- a) 既に登録されている生産者グループ/マルチサイト生産者が、異なる生産物を登録するために CB を変更または新しい CB に申請する場合、生産者グループ/マルチサイト生産者は、以前割り当てられた固有の GLOBALG.A.P. 識別番号を新しい CB に連絡しなければなりません。これを怠ると、個別生産者の場合 200 ユーロ、生産者グループの場合 700 ユーロの追加料金が発生します。
- b) 元の CB が対応している不順守を是正するまで、制裁対象とされている生産者グループ/マルチサイト生産者は CB を変更することができません。
- c) 生産者グループメンバーに対して、生産者グループから出された何らかの保留中の制裁があるか、または CB から提起された何らかの未解決の問題がある場合、その生産者グループメンバーはそれぞれ、(登録済みの同じ生産物について) その生産者グループを離れて別のグループに登録することを認められていません。
- d) 登録プロセスは、CB 審査の実施に先立って、完了していなければなりません。

## 6 監査/審査プロセス

認証を取得するためには、生産者グループ/QMS を有するマルチサイト生産者は、内部 QMS 監査および内部農場監査を実施するとともに、選択した CB による QMS 審査および農場審査を受けなければなりません。

表 2 IFA 規格第 6 版 Smart における監査/審査の概要

|                                         | 初回監査/審査                                                           | 後続監査/審査                                                                                                                                                                                                 |
|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>生産者グループ/QMS を有するマルチサイト生産者による内部監査</b> |                                                                   |                                                                                                                                                                                                         |
| <b>内部 QMS 監査</b>                        | QMS 全体                                                            | QMS 全体                                                                                                                                                                                                  |
| <b>内部農場監査</b>                           | スコープ全体(登録されたすべてのメンバー/サイトおよび PHU)                                  | スコープ全体(登録されたすべてのメンバー/サイトおよび PHU)                                                                                                                                                                        |
| <b>CBによる外部審査</b>                        |                                                                   |                                                                                                                                                                                                         |
| <b>CB による QMS 審査</b>                    | <b>認証審査</b><br>QMS 全体+稼働中の登録された中央 PHU の総数の平方根が対象(CB による農場審査の前に実施) | <b>再認証審査</b><br>QMS 全体+稼働中の登録された中央 PHU の総数の平方根が対象(毎年、CB による農場審査の前に実施)                                                                                                                                   |
| <b>CB による抜き打ち QMS 審査</b>                | –                                                                 | <b>再認証審査</b><br>生産者グループ/QMSを有するマルチサイト生産者の最低 10%が対象                                                                                                                                                      |
| <b>CB による農場審査</b>                       | <b>認証審査</b><br>(最低限)登録メンバー/サイト総数の平方根が対象                           | <b>再認証審査</b><br>a) 前回のCBによるサーベイランス審査で不順守が検出された場合:(最低限)登録メンバー/サイトの実数の平方根が対象<br><br><b>または</b><br>b) 前回のCBによるサーベイランス審査で不順守が検出されていない場合:(最低限)登録メンバー/サイトの実数の平方根から前回のCBによるサーベイランス審査で審査を受けたメンバー/サイト数を差し引いた数が対象 |



|  | 初回監査/審査                                                                               | 後続監査/審査                                                                               |
|--|---------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <b>認証有効期間中の CB による<br/>サーベイランス審査</b><br><br>(最低限) 認証メンバー/サイトの<br>実数の平方根のうち 50%が<br>対象 | <b>認証有効期間中の CB による<br/>サーベイランス審査</b><br><br>(最低限) 認証メンバー/サイトの<br>実数の平方根のうち 50%が<br>対象 |

## 6.1 CB 審査

- CB は、毎年、QMS 審査を実施するものとします。
- 耕種作物スコープについては、中央 PHU が 1 つだけある場合(すなわち、この PHU が複数の生産者グループメンバーによって使用されている場合)、毎年、稼働中に審査を受けなければなりません。複数の中央 PHU がある場合、稼働中の登録された PHU の総数の平方根が審査を受けなければなりません。水産養殖スコープの場合、各 PHU は、毎年、稼働中に審査を受けなければなりません。
- 生産物の取り扱いが中央ではなく生産者グループメンバーの農場で行われる場合、審査を受ける生産者グループメンバーのサンプルを決めるときに、この要因を考慮するものとします。その後、PHU がある特定の生産者グループメンバーの農場で PHU 審査を実施します。
- CB 審査の一環として、CB は、表 2 に従って、毎年、登録したすべてのメンバー/サイトから抽出した 1 つのサンプルについて審査を行います。

### 6.1.1 CB による QMS 審査(中央 PHU を含む)

- CB による QMS 審査(事前通知および抜き打ち)は、CB の QMS 審査員によって実施するものとします。
- CB による QMS 審査(事前通知および抜き打ち)は、GLOBALG.A.P. IT プラットフォームで入手可能な QMS チェックリストに基づいて実施し、QMS レベルで管理すべき要求事項のすべてを対象としなければなりません。
- 初回の認証審査では、該当する場合、CB による QMS 審査に中央 PHU を含めるものとします。後続審査では、CB によるサーベイランス審査中に、リスクに応じて、1 つまたは複数の中央 PHU を確認する決定を下すことができます。
- CB は、初回審査において QMS の事前通知審査を 1 回実施し、その後は事前通知審査を 1 年に 1 回実施するものとします。
- ただし、CB による後続審査では、認証を保有する生産者グループ/QMS を有するマルチサイト生産者に対する年次の CB による QMS 審査の最低 10%は抜き打ちで実施するものとします。CB による抜き打ち審査は、48 時間(2 営業日)より前に通知されることはありません。CB から提示された日付を生産者が受け入れることが不可能(健康上の、またはその他の正当な理由により)な場合は例外的に、生産者には、もう一度 CB による抜き打ち審査を通知される機会があります。ただし、正当性を示すことができる客観的な証拠(例: 診断書など)を用意しなければなりません。正当な理由の証拠がない場合、生産者は CB による抜き打ち審査を受け入れるか、認証を一時停止しなければなりません。生産者は、その拒否が正当なものであるか否かを問わず、最初に提示された日付を受け入れなかった場合、書面による警告を受けるものとします。生産者は、新たな CB による抜き打ち審査について、別途 48 時間以内の通知を受け

取ることになります。その審査が実施できなかった場合、すべての生産物について一時停止（つまり、認証の一時停止）が出されます。CB による抜き打ち審査が実施されると、一時停止は解除されます。

- f) 登録中、生産者グループ/QMS を有するマルチサイト生産者は、CB による抜き打ち審査に応じられない日を最大 15 日まで指定することができます。

#### 6.1.1.1 オフサイトおよびオンサイトステージの CB による QMS 審査

- a) CB は、CB による事前通知 QMS 審査（初回および後続の両方）を 2 つの段階に分割することができますが、同じ QMS 審査員が審査を実施するものとします。
- (i) オフサイトステージ:これは、審査の前に CB 審査員に送付された書類の机上レビューで構成され、審査対象書類には、内部 QMS 監査および内部メンバー/サイト監査の報告書、承認されたメンバー/サイトの内部登録簿、リスク評価、手順、残留モニタリングシステム（頻度、パラメーター、サンプリングプログラム）の文書、残留分析報告書、ライセンス、使用薬剤のリスト（該当する場合）、使用農薬および特定防除資材のリスト（該当する場合）、試験所の認定書、外部委託される活動の証明書または内部報告書などが含まれます。オフサイトステージは、オンサイトステージの 4 週間前までに実施しなければなりません。面談または CB によるサイトや施設のリモート審査により文書の裏付けをとることができます。
- (ii) オンサイトステージ:これは、QMS チェックリストの残りの項目に関するオンサイトでの CB 審査、ならびにオフサイトでレビューされた情報、および QMS が現場でどのように機能しているか（例：内部監査、トレーサビリティ、区分管理とマスバランス、中央 PHU など）についての検証で構成されています。
- b) CB は、これを顧客にオプションとして提供しなければなりません
- c) 2 段階による審査は、その利用について各生産者グループ/マルチサイト生産者と相互に合意するものとします。
- d) このオプションにより CB による QMS 審査の全体的な時間（オフサイトおよびオンサイトステージ）が短縮されることはありません。
- e) 必要書類が機密であるとみなされる場合、生産者グループ/マルチサイト生産者には、CB にそれらを送付しない権利があります。この場合、オンサイトステージでその情報を閲覧できなければなりません。

#### 6.1.2 メンバー/サイトの CB 審査（農場の個別 PHU を含む）

- a) CB 審査員は、すべての CB 審査で、適用スコープのチェックリスト全体について審査するものとします。
- b) 選ばれたメンバー/サイトごとの CB 審査は、承認したすべての生産物、生産プロセス、事務所のほか、該当する場合は PHU を対象とするものとします。
- c) CB 審査は、登録された各生産サイトおよびそのそれぞれに対応する PHU で実施されます。サイトの生産関連記録（例：薬剤/農薬および特定防除資材の施用記録など）は、農場の状況（例：生産物、インタビュー、保管など）と照合するために現場提示され、審査されるものとします。

### 6.1.2.1 メンバー/サイトのサンプリング

- a) 認証スコープのメンバー/サイトの総数に対する平方根(小数点以下がある場合は切り上げ)を最低数として、認証書の発行に先立って、審査を実施しなければなりません。CBによる初回審査と後続審査のサンプリングの違いについて詳しくは、表 2 を参照してください。
- b) サンプリングが適用される場合、CBによる農場審査では、システムの信頼性を高める目的で、認証サイクル中に 2 回に分けて訪問しなければなりません。
  - 認証/再認証審査(QMS、PHU、およびメンバー/サイト)
  - 認証有効期間中の CB によるサーベイランス審査(メンバー/サイト)
- c) 以下の前提条件が満たされている限り、CB による次の再認証審査のサンプル数は、メンバー/サイトの実数の平方根から前回のサーベイランス審査で審査されたメンバー/サイトの数を差し引いた数に減らすことができます。
  - 前回の CB によるメンバー/サイトのサーベイランス審査で不順守が検出されていない。
  - QMS 審査の結果から、システムの堅牢性について疑念が生じない。
- d) CB は、CB による農場審査で不順守が見つかった場合などに、QMS の順守における適切な信頼性を確保するためにサンプル数を増やすことができます。
- e) メンバー/サイトの選定は、CB が実施したリスク評価に基づいて行われるものとします。
- f) サンプルとして抽出されたメンバー/サイトの具体的な名前の QMS 担当者への連絡は、メンバー/サイトの審査の 48 時間(2 営業日)前までに行わなければなりません。

## 6.2 CB による初回審査および後続審査

### 6.2.1 CB による初回審査

このセクションは、次の生産者に対して適用されます。

- 初めての GLOBALG.A.P.認証取得を目指して QMS を実施する生産者グループ/マルチサイト生産者
- 新しい生産物を既存の GLOBALG.A.P.認証に追加したい生産者グループ/QMS を有するマルチサイト生産者

生産者グループ/マルチサイト生産者が、ある CB から別の CB へ、または GLOBALG.A.P.規格からベンチマークスキーム/チェックリスト(またはその逆)に変更する場合、CBによる初回審査ではなくCBによる後続審査とみなされます。CBによる初回審査では、次の要求事項を満たさなければなりません。

- a) CB が申請者の登録を受理するまで、CB 審査は実施できません。
- b) 認証書の発行に先立って、認証スコープ全体について審査を実施しなければなりません。
- c) 生産プロセスで該当するすべての原則と基準が審査を受けるまで、生産物を認証に含められません(すなわち、将来の生産プロセスを認証することはできません)。
- d) 生産者グループ/マルチサイト生産者は、登録日から CB による初回審査まで、あるいは初回審査前の少なくとも 3 か月のうち、いずれか長い方の期間の記録を備えているものとします。
- e) CB に登録する前に既に収穫/屠殺/処理された生産物は認証に含めることができません。
- f) 生産者が CB に登録する前の収穫または生産物の取り扱いに関連する記録は無効です。

## 6.2.2 CBによる後続審査

- a) 毎年、認証書の発行に先立って、認証スコープ全体について CB 審査を実施しなければなりません。
- b) 生産者グループ/QMS を有するマルチサイト生産者が CB を変更する場合、サンプル数については、元の CB による前回のサーベイランス審査で審査したメンバー/サイトの数を減してはなりません。
- c) CBによる後続 QMS 審査(該当する場合は PHUを含む)では、認証を保有する生産者グループ/QMS を有するマルチサイト生産者の 10%に、抜き打ち審査を実施するものとします。
- d) CB による後続審査は、8 か月間にわたる審査可能期間中にいつでも実施することができます。認証書の元の有効期限の 4 か月前から、(CB が GLOBALG.A.P. IT プラットフォームにおいて認証書の有効性を延長する場合のみ)認証書の元の有効期限の最大 4 か月後まで(第 7.3 項 [認証有効期限の延長](#)を参照)。  

例: 最初の認証日: 2021 年 2 月 14 日(有効期限 2022 年 2 月 13 日)。2 回目の CB 審査は、有効期限が切れる前に認証の有効期限を延長する場合、2021 年 10 月 14 日から 2022 年 6 月 13 日までのいつでも実施できます。
- e) 2 回の再認証審査の間に、最低 6 か月の間隔があるものとします。
- f) CB が GLOBALG.A.P. IT プラットフォームに生産者グループ/マルチサイト生産者を登録するまで、CB 審査を実施することはできません。登録は、CB による後続審査の日までに完了していなければなりません。

## 7 認証プロセス

### 7.1 GLOBALG.A.P.認証の取得要求事項

#### 7.1.1 認証規則

GLOBALG.A.P.認証を取得するためには、次のことが求められます。

- a) QMS への完全(100%)適合
- b) 3 種類の原則と基準から成る規範文書: 上位の義務、下位の義務、および推奨事項。
  - **上位の義務:** 該当するすべての上位の義務の原則と基準に 100%適合することが義務付けられます。
  - **下位の義務:** 該当するすべての下位の義務の原則と基準に 95%適合することが義務付けられます。
  - **推奨事項:** 最低適合率は求められていません。
- c) 生産者グループ/マルチサイト生産者は、署名した契約の内容に適合しなければなりません(現行の GLOBALG.A.P.のサブライセンスおよび認証契約および CB とのサービス契約)。
- d) 生産者グループ/マルチサイト生産者は、現行の GLOBALG.A.P.一般規則で定められている要求事項に適合しなければなりません。



## 7.1.2 下位の義務の適合数の算出

- a) 下位の義務の不適合の最大許容数は、次の式で算出できます。

$$\left( \begin{array}{c} \text{(すべての} \\ \text{下位の義務の原} \\ \text{則と基準の数)} \end{array} - \begin{array}{c} \text{(適用除外の} \\ \text{下位の義務の原則と} \\ \text{基準の数)} \end{array} \right) \times 5\% = \begin{array}{c} \text{(下位の義務の原} \\ \text{則と基準の許容} \\ \text{される不適合数)} \end{array}$$

例: (下位の義務の原則と基準の数 67 – 下位の義務の原則と基準の不適合数 17) × 0.05 = 50 × 0.05 = 2.5

この例では、下位の義務の原則と基準の許容される不適合数は 2.5 ですが、小数点以下は切り捨てるものとします。したがって、この生産者には、下位の義務の原則と基準に対して 2 件までの不適合が許容されます。

該当する原則と基準の下位の義務 50 – 下位の義務の原則と基準の不適合数 2 = 48。これにより適合率は 96%になりますが、仮に 2.5 を 3 に切り上げると、適合率は 94%になり、認証規則に不適合となります。

注:例えば、94.8%の適合率を 95%に切り上げることはできません(合格基準の割合)。

- b) 適合性(または不適合性)を示す計算は、すべての内部農場監査および CB による農場審査の後、閲覧可能にしておかなければなりません。
- c) QMS を有するマルチサイト生産者の場合、適合率は、サンプルとして抽出された生産サイトごとに算出されます。各生産サイトは認証要求事項に適合するものとします。すべてのサイトに共通して適用される原則と基準(例:中央化学物質保管庫)は、すべてのサイトについて考慮する必要があります。
- d) 生産者グループの場合、適合率はサンプルとして抽出された生産者グループメンバーごとに算出されます。各生産者グループメンバーは、認証要求事項に適合するものとします。すべての生産者グループメンバーに共通して適用される原則と基準(例:中央化学物質保管庫)は、すべての生産者グループメンバーについて考慮する必要があります。

## 7.1.3 認証判定

- a) CB は、未解決の不順守が解決してから最長 28 暦日以内に認証判定を行うものとします(合計で 28 日+28 日、つまり、CB 審査のクロージングミーティングから 56 暦日)。CB 審査中に不順守が検出されない場合、それは、CB 審査のクロージングミーティングから 28 日以内に CB が判定しなければならないことを意味します。
- b) CB は、生産者グループ/マルチサイト生産者に対して審査報告書を発行しなければなりません(「GLOBALG.A.P.一般規則 – CB に関する規則」を参照)。生産者グループ/マルチサイト生産者の代表者は、CB 審査のクロージングミーティングで、審査結果に署名・確認しなければなりません(審査結果には、少なくとも CB 審査の日付および期間、CB 審査員名、CB 審査の範囲、審査を受けたメンバー/サイトおよび施設、各レベルの原則と基準の適合率(%)の結果、所見リストを含めます)。
- c) また、生産者が要求した場合、CB は、認証判定から 5 営業日以内に、完成した審査チェックリストを含め、CB 審査の完全な報告書を提供しなければなりません。CB には、内部の技術レビューを通過する前に報告書を送付する義務はありません。自動的に生成された(チェックリストを含む)CB 審査報告書が GLOBALG.A.P. IT プラットフォームから入手できる場合、この報告書を利用するものとします。

- d) (GLOBALG.A.P. IT プラットフォームに登録されている) 販売先国に米国および/またはカナダが含まれている場合、CB は、遅くとも認証判定までに、完成したチェックリストを含む CB の最終版の審査報告書を生産者に提供するものとします。
- e) CB に対するいかなる苦情または異議申し立ても、各 CB の苦情および異議申し立ての手順に従います。その手順は、各 CB が定め、顧客に連絡するものとします。CB が適切に対応しなかった場合、その苦情について、GLOBALG.A.P.のウェブサイト([www.globalgap.org](http://www.globalgap.org))で入手可能な GLOBALG.A.P.のインシデント/苦情フォームを使って GLOBALG.A.P.事務局に提出することができます。

## 7.2 GLOBALG.A.P.認証書

- a) GLOBALG.A.P.認証書は、法人に対して発行するものとします(つまり、生産者グループ/マルチサイト生産者)。
- b) 取引業者の名称を認証書に記載することは任意ですが、次の免責事項がある場合に限りです。「[取引業者名]を通じて独占的に取引することが可能。」
- c) 生産者グループ/マルチサイト生産者が法人を変更する場合、認証をある法人から別の法人に移行することはできません。この場合、CB による後続審査の規則に従った完全な CB 審査が必要です。新しい法人は、新たに固有の GLOBALG.A.P.識別番号を受け取るものとします。
- d) 認証の有効期間は 12 か月ですが、適用される要求事項に従った制裁と延長の影響を受けることになります。
- e) CB は、GLOBALG.A.P. IT プラットフォームが生成した GLOBALG.A.P.認証書を発行するものとします。
- f) スコープ特定規則に記載されている CB 審査の時期に関する要求事項に従って CB 審査を実施できるように認証有効期限を変更する必要がある場合、CB は認証有効期限を短縮することができます。

## 7.3 認証有効期限の延長

- a) 認証の有効期限は、通常の 12 か月を超えて最大 4 か月間延長することができます。
- b) 認証の有効期限が満了している場合は、それ以上延長することはできません。
- c) 延長が認められた場合、次の認証のために GLOBALG.A.P.のシステム参加料金の全額を支払わなければなりません。
- d) 生産者グループ/マルチサイト生産者は、延長期間中に再審査を受けなければなりません。
- e) 生産者グループ/マルチサイト生産者は、延長が認められた後の認証のために CB を変更することはできません。
- f) 次の認証の有効期間は、通常の 12 か月の有効期間から延長された時間を除外して算出されるものとします。

## 7.4 GLOBALG.A.P.認証の維持に関する要求事項

- a) 生産者グループ/マルチサイト生産者、申請された生産物、および該当するスコープに関する GLOBALG.A.P.の登録データ要求事項に従って要求されたすべてのデータの登録は、現在の認証有効期限が満了する前に CB が毎年確認するものとします。

- b) CB 審査員は、該当するスコープ全体について審査を毎年完了し、CB は、認証プロセスを毎年完了しなければなりません。

#### 7.4.1 立証責任

- a) GLOBALG.A.P. 認証保有者に関して、認証ステータスまたは GLOBALG.A.P. 認証の主張に影響を与える可能性のある情報（例：最大残留基準値の超過、微生物汚染）が GLOBALG.A.P. 事務局に提出された場合、認証保有者および対応する CB は、該当する GLOBALG.A.P. 規格への適合の証拠を検証し提供することによって、その意見に反論する責任があります。
- b) CB は、苦情について調査するため追加の事前通知審査または抜き打ち審査もしくは現地訪問を実施することができます。
- c) CB は、決められた期限内に、所見および取られた措置を GLOBALG.A.P. 事務局に報告しなければなりません。
- d) 認証保有者および対応する CB が、GLOBALG.A.P. 事務局が決めた期限内に、要求された適合の証拠を提示しない場合、GLOBALG.A.P. 一般規則に記載されている制裁手順に従って制裁を受けます。
- e) 証拠が試験所での分析を含む場合は、認定試験所 (ISO/IEC 17025) と、独立したサンプリング (関連する原則と基準に定められた規則に従って) を使用しなければなりません。
- f) 認証保有者または生産者グループメンバーが、食品安全（すなわち、集団食中毒の発生に関与している可能性がある）、働く人のウェルビーイング、環境保護、またはアニマルウェルフェアに関する苦情を受けている、または国内法または国際法を侵害したとして裁判中であるか裁判所によって判断され、これらの行為が FoodPLUS GmbH および/または GLOBALG.A.P. 規格の評判と信頼性を危険にさらす可能性がある場合、認証保有者は、24 時間以内に CB に連絡しなければなりません。

#### 7.4.2 不適合および不順守

- a) (原則と基準の) 不適合: 関連する GLOBALG.A.P. のチェックリストにおける下位の義務または推奨事項が原則と基準に適合していない。
- b) (GLOBALG.A.P. の認証規則に対する) 不順守: 認証を取得するために必要な GLOBALG.A.P. の規則に違反している (例: 1 つまたは複数の上位の義務に適合しない、または適用される下位の義務に対する不適合が 5% 以上)。
- c) 契約不順守: GLOBALG.A.P. 規格要求事項に関して CB と生産者との間で結ばれた契約における違反。

例: 法的要求事項に適合しない生産物を含む取引、GLOBALG.A.P. の認証に関する生産者による誤った情報発信、GLOBALG.A.P. の商標の誤用、支払いが契約条件に従って行われていないなど。

#### 7.4.3 制裁

- a) QMS レベルまたはメンバー/サイトレベルのいずれかで不順守が検出された場合、CB は本セクションで示す通り、生産者グループ/マルチサイト生産者に対して制裁 (警告、一時停止、または取り消し) を出すものとします。
- b) 生産者グループ/マルチサイト生産者は、それぞれの制裁につながった不順守が適切に解消されるまで、CB を変更することができません。

- c) 制裁を出した CB だけが、(フォローアップの訪問、その他の書面、あるいは物的証拠のいずれかに基づく) 是正処置の十分かつ適切な証拠があれば、それを解除する権利があります。

#### 7.4.3.1 警告

- a) 警告は、検出されたあらゆる種類の不順守(つまり、QMS、原則と基準、GLOBALG.A.P.一般規則、または契約要求事項などに対する不順守)に対して発行されます。
- b) 不順守が審査中に検出された場合、審査結果が確定した時に認証保有者に対し警告が出されるものとします。これは、CB の意思決定委員会によって覆される可能性がある暫定的な処分です。
- c) CB による初回監査:
- (i) 生産者グループ/QMS を有するマルチサイト生産者が、CB による初回審査から 3 か月以内に、適用される QMS および上位の義務の原則と基準に 100%適合していない、該当する下位の義務の原則と基準の適合率が 95%に達していない、およびすべての契約要求事項に適合していない場合、認証書の発行に先立って、再度完全な CB 審査が実施されなければなりません。
- d) CB による後続審査:
- (i) 不順守は、最長で 28 暦日以内に解決するものとします。
  - (ii) 契約、GLOBALG.A.P.一般規則、QMS、上位の義務の原則と基準、および/または下位の義務の原則と基準の 5%以上に不順守がある場合、CB は、認証を一時停止する前に、不順守を解消するためにどのくらいの時間を生産者グループ/マルチサイト生産者に与えるかを決定しなければなりません。この期間は 28 日を超えてはならず、消費者、働く人、環境の安全、およびアニマルウェルフェアの観点から不順守の重要性に従って短縮することができます。
  - (iii) 食品安全、働く人の安全、環境、アニマルウェルフェア、消費者、および/または生産物の高潔性(つまり、非認証生産物を認証生産物として販売していないこと)に対する深刻な脅威が存在する場合、即刻一時停止が出されるものとします。これは、公式な一時停止書によって通告されます。

#### 7.4.3.2 一時停止

- a) 警告の原因が定められた期間(最長 28 日)以内に解消されない場合、CB によって、24 時間以内に認証の一時停止が科されるものとします。
- b) 信頼できる政府の規制当局によってメンバー/サイトと集団食中毒の間に明確な関連性が立証された場合、生産者/生産者グループの認証レビューが行われている間、CB による認証の一時停止が科されるものとします。
- c) 認証保有者が国内法または国際法に違反していることが法廷で判定され、この訴訟が FoodPLUS GmbH および/または GLOBALG.A.P.規格の評判および信頼性を毀損する可能性がある場合、CB は直ちに認証の一時停止を行うものとします。CB がこれを怠った場合、GLOBALG.A.P.事務局は、認定機関に連絡のうえ、GLOBALG.A.P. IT プラットフォームで認証が有効なものとして表示されないように認証ステータスを変更する権利を有します。この場合、CB はこの問題に対する責任を受け入れなければなりません。
- d) 認証保有者に科された一時停止を解除することができるのは CB だけです。



- e) 一時停止は、認証の対象となっている生産物の1つ、複数、またはすべての品目に適用することができます。
- f) 一時停止が適用された場合、CBは是正処置を行うための期間(12か月以内)を設定するものとします。
- g) 一時停止の期間中、認証保有者は、GLOBALG.A.P.のロゴ/商標、ライセンス/認証、または一時停止対象の生産物に関して GLOBALG.A.P.に関連付けられるその他のいかなる種類の標榜も禁止されます。
- h) 認証保有者が、決められた期限の前に不順守を解決したことをCBに通知すると、認証保有者が提出した証拠を評価した後、一時停止が解除される場合があります。是正処置の評価は、オンサイトまたはオフサイトで実施することができます。これは、CBによる完全な監査、または提出された証拠のみを対象とした評価とすることができます。
- i) CBが一時停止を解除するか取り消しを適用しない限り、一時停止は維持されます。
- j) 決められた期限までに一時停止の原因が解決されない場合、取り消しが適用されます。

#### 7.4.3.3 自己申告による生産物の認証の一時停止

- a) 認証保有者は、(CBが既に制裁を科していない限り)自由意思により、CBに認証の対象となっている生産物の1つ、複数、またはすべての品目について一時停止を依頼することができます。これは、認証保有者が関連する GLOBALG.A.P.規格に適合することが困難で、不順守を解決するために時間が必要な場合に起こる可能性があります。
- b) この一時停止により、更新日を遅らせることも、認証保有者が適用される料金の支払いを回避することもできません。
- c) 不順守を解決するための期限は、該当するCBとの合意のうえ、自己申告する認証保有者により設定されます。
- d) 生産者グループメンバーもまた、自由意思により、自らの生産物の認証を一時的に停止することを生産者グループに依頼することができます。この場合も、不順守の解消期限は、該当するQMSとの合意のうえ、自己申告する生産者グループメンバーにより設定されるものとします。
- e) GLOBALG.A.P. ITプラットフォームでは、「自己申告による一時停止」というステータスが、該当する生産物について設定されなければなりません。

#### 7.4.3.4 取り消し

- a) 契約の取り消しは、次の1つまたは複数に該当する場合に発行されるものとします:
  - (i) CBが、GLOBALG.A.P.規格要求事項への適合に対して不正行為および/または信頼を揺るがす証拠を見つけた場合。
  - (ii) CBが、認証保有者による GLOBALG.A.P.認証取得の標榜の誤用を示す証拠を見つけた場合。誤用の事例は、GLOBALG.A.P. Communityメンバーに連絡することができます。
  - (iii) 認証保有者が、CBによって設定された一時停止期間が終わるまでに、有効な是正処置を講じた証拠を示すことができなかった場合。
- b) 契約の取り消しにより、(すべての生産物、メンバー/サイトについて)GLOBALG.A.P.のロゴ/商標、ライセンス/認証書、あるいは GLOBALG.A.P.に関連付けられるあらゆる考案物や文言の標榜を全面的に禁止されることになります。

- c) 契約を取り消された認証保有者は、取り消し日から 12 か月以内に GLOBALG.A.P.の認証を受けることはできません。

## 8 主要スタッフの最低資格要求事項

### 8.1 主要な業務

#### 8.1.1 QMS 管理者

- a) QMS 管理者は、すべての登録メンバー/サイトおよび PHU の適合性を確実にするために、組織の QMS を管理していなければなりません。これには、例えば、QMS 文書の作成と管理、内部登録簿の管理、(内部および CB による)QMS 監査/審査の受け入れ、必要な是正処置の実施などが含まれます。
- b) QMS 管理者は、認証要求事項への適合性を評価するために、(メンバー/サイトにおいて)内部農場監査/審査を実施することができます。
- c) QMS 管理者は、内部農場監査/審査に関し、適時に正確な報告書を作成していなければなりません。
- d) ただし、QMS 管理者は内部 QMS 監査/審査を実施してはなりません。
- e) QMS 管理者が内部農場監査/審査を実施しない場合は、内部農場監査/審査員による監査/審査報告書に基づいてメンバー/サイトを承認することができます。

#### 8.1.2 内部 QMS 監査/審査員

- a) 内部 QMS 監査/審査員は、認証要求事項への適合性を評価するために、生産者グループ/QMSを有するマルチサイト生産者の QMS および中央 PHU の監査/審査を行います。
- b) QMS 監査/審査員は、監査/審査に関し、適時に正確な報告書を作成していなければなりません。
- c) QMS 監査/審査員は、内部農場監査/審査員による監査/審査報告書に基づいてメンバー/サイトを承認することができます。内部 QMS 監査/審査員が農場監査/審査を実施する場合は、その監査/審査報告書を承認してはなりません。

#### 8.1.3 内部農場監査/審査員

- a) 内部農場監査/審査員は、認証要求事項への適合性を評価するために、メンバー/サイトおよび(生産者グループメンバーの)PHUにおいて内部農場監査/審査を実施します。
- b) 内部農場監査/審査員は、内部農場監査/審査に関し、適時に正確な報告書を作成していなければなりません。
- c) 内部農場監査/審査員は、内部 QMS 監査/審査員の業務を行ってはなりません。

## 8.2 资格要求事項

### 8.2.1 内部 QMS 監査/審査員および内部農場監査/審査員の正式な資格

#### 8.2.1.1 内部 QMS 監査/審査員

認証スコープ(耕種作物および/または水産養殖)に関連する分野の短大卒以上の学位、または農業高校卒業資格と資格取得後2年間の関連スコープでの実務経験、またはその他の高校卒業資格と資格取得後2年間のQMS実務経験と3年間の関連スコープでの実務経験。

#### 8.2.1.2 内部農場監査/審査員

認証スコープ(耕種作物および/または水産養殖)に関連する分野における短大卒以上の学位、または農業高校卒業資格および資格取得後2年間の関連スコープでの実務経験、またはその他の高校の卒業資格および特定セクターでの3年間の実務経験(例: 関連生産物の自営を含む農場経営、関連生産物の商業コンサルタント、特定の生産物に関連する現場経験)と認証スコープに関連する教育機会への参加。

### 8.2.2 技術的なスキルと资格要求事項

#### 8.2.2.1 QMS 管理者

QMS に関連する内部 QMS 監査/審査員トレーニングおよび関連する GLOBALG.A.P.規格に関するトレーニング(合計で最低 16 時間)の修了。

#### 8.2.2.2 内部 QMS 監査/審査員

- a) QMS の実務的な知識。
- b) QMS に関連する内部 QMS 監査/審査員トレーニング(最低 16 時間)の修了。

#### 8.2.2.3 内部農場監査/審査員

次の要求事項を満たした場合にのみ、内部農場監査/審査員として承認するものとします:

- a) 監査/審査の基本原則に関する 1 日の実務的な監査/審査トレーニング。
- b) CB 審査または既に資格を有する監査/審査員による GLOBALG.A.P.の内部農場監査/審査(またはその他)に 2 回オブザーバー視察し、かつ内部 QMS 監査/審査員、有資格の内部農場監査/審査員または CB によるシャドウ監査/審査を 1 回実施し、合格していること。

#### 8.2.2.4 内部 QMS 監査/審査員および内部農場監査/審査員のための食品安全および農業生産工程管理のトレーニング

- a) 正式な学歴の一部として、またはコーデックス規格の原則に基づく正式なトレーニング、もしくは食品安全マネジメント規格(例: ISO22000、BRCGS、IFS、PHA など)のトレーニングを修了することにより、HACCP 原則に関するトレーニングを受けていること。
- b) 正式な学歴の一部として、または正式なトレーニングを修了することにより、食品衛生のトレーニングを受けていること。
- c) 耕種作物スコープの場合: 植物防疫、肥料、総合的病害虫管理のトレーニングを正式な学歴の一部として、または正式なトレーニングを修了していること; すべてこれらの分野の専門家による正式なトレーニングであること。

- d) 水産養殖スコープの場合: 動物の健康と福祉の項目を含む、基礎的な獣医学のトレーニングを受けていること。
- e) すべての場合において、内部監査/審査員は、監査/審査対象の生産物に関する実務的な知識を有していなければなりません。経験は、生産物の特性および取扱い作業に関するトレーニングにより補完できます。こうしたトレーニングは内部で行うことができます。

### 8.2.3 コミュニケーション能力

- a) QMS 管理者および内部監査/審査員は、対応する母国語/作業言語での「業務言語」のスキルを有していなければなりません。業務言語の中には、それぞれの地域で使用する専門用語も含めていなければなりません。
- b) この規則に対する例外については、内部監査/審査前に、CB に事前に明確にしておかなければなりません。

### 8.2.4 独立性と機密性

- a) 内部監査/審査員は、自らの業務を監査/審査することを認められていません。主要スタッフの独立性は、QMS によって管理し、確実にしていなければなりません(すなわち、内部 QMS 監査/審査員は、自らの業務や過去 2 年間にコンサルティングを行った生産者を評価できず、QMS 管理者は、内部 QMS 監査/審査を実施できないなど)。
- b) 主要スタッフは、情報と記録の機密保持に関係する、生産者グループ/マルチサイト生産者の手順を厳守していなければなりません。

注: 内部監査/審査員の資格は、CB が毎年評価しなければなりません。

## 9 IFA 規格第 6 版 GFS の追加要求事項

IFA 規格第 6 版 GFS では、追加要求事項が次のように適用されます。

### 9.1 追加

次の要求事項は、示されたセクションに追加されるものとします。

#### 4.2.1 構造

- d) 管理者の各員は、毎年、マネジメントレビューを実施し、必要な変更を行い、レビュー内容と結果を文書化しなければなりません。マネジメントレビューは、食品安全性のリソース、前回のマネジメントレビューに基づく措置の状況、QMS に関連する内外の変更、QMS の有効性について検証する年次スタッフ会議の形で行うことができます。このマネジメントレビューの証拠は CB 審査員が閲覧、検証できるようにしておかなければなりません。

#### 4.5.1 内部 QMS 監査/審査

- j) 生産者グループ/QMS を有するマルチサイト生産者は、食品安全方針宣言に記入し、署名しなければなりません。食品安全方針宣言に記入・署名することでコミットメントを示し、このコミットメントは毎年、新しい認証サイクルのために毎回更新されます。

QMS(中央管理部門)は、QMS レベルで 1 つの宣言に記入・署名することにより、このコミットメントを組織とそのすべてのメンバー/サイトのものとすることもできます。この場合、内部 QMS 監査で使用される QMS チェックリストに宣言を添付するか、含めなければなりません。



食品安全方針宣言に QMS レベルで記入・署名されていない場合、各メンバー/サイトは、この宣言に個々に記入・署名し、内部監査のチェックリストにこれを引き続き添付、または含めなければなりません。

## 5.2 登録プロセス

### 5.2.4 GFSI 承認認証プログラムを切り替える生産者

CB は、GFSI(世界食品安全イニシアチブ)により承認されたいずれかの認証プログラムから GFSI により承認された GLOBALG.A.P.規格に切り替える生産者に対して、リスク評価を実施するものとします。このリスク評価は、次の観点を考慮して実施するものとしますが、これに限定されません:

- 抜き打ち審査
- 一時停止
- 撤回
- 取り消しなどが、以前の GFSI 承認認証プログラムにより行われているかどうか

すべての場合において、GFSI により承認されたいずれかの認証プログラムから GFSI により承認された GLOBALG.A.P.規格に切り替える生産者の審査は、必ず初回審査とみなし、後続(再認証)審査とみなさないものとします。

## 6.1 CB 審査

次の要求事項を、既存の [第 6.1 項 b\)](#)および [d\)](#)に追加するものとします。

- b) 耕種作物スコープの高リスクの PHU の場合、各 PHU は、毎年、稼働中に審査を受けなければなりません。これは、CB による再認証審査またはサーベイランス審査中に実施可能です。
- d) メンバー/サイトが高リスクと分類されている場合、登録されたすべてのメンバー/サイトは、毎年、CB 審査を受けなければなりません。

### 6.1.2.1 メンバー/サイトのサンプリング

- e) メンバー/サイトの選定は、CB が実施したリスク評価に基づいて行われるものとします。ただし、サンプルの少なくとも 25%は、メンバー/サイトの実数から無作為に選ばなければなりません。リスク評価では、メンバー/サイトの内部監査/審査での所見およびサイト特有のリスクを検討しなければなりません。CB は、無作為に選んだメンバー/サイトを、GLOBALG.A.P. IT プラットフォームに記録しなければなりません。
- g) メンバー/サイトが高リスクに分類されている場合、サンプルとして抽出することは許可されません(表 3 参照)。これは、CB 審査員がすべての高リスクメンバー/サイトを適用される原則と基準に従って毎年審査しなければならないことを意味しています。
- h) サンプリングプログラムに従って、すべてのメンバー/サイトを生産物のリスク分類に基づいて定められた期間内に審査します。
- i) サンプリングがない場合、CB は、CB によるすべての農場審査をリスクに基づき 1 回または 2 回の訪問で実施することもできます。
- j) 認証サイクル中に審査を受けるメンバー/サイトの最低 20%に抜き打ち審査を実施するものとします。CB による抜き打ち審査とは、CB 審査が実施される前に QMS やメンバー/サイトに通知されない審査を意味します。

## 7.2 GLOBALG.A.P. 認証書

- e) CB は、サンプルの一部として審査を受けた生産者グループメンバーに GLOBALG.A.P. 認証書を追加発行することができます。この認証書は、認証生産者（オプション 1）に個別に発行される認証書と明確に区別し、認証受領者が認証を保有する生産者グループの一員であることを明示するものとします。また、認証スコープに対する制限事項がある場合は、顧客に対して正確な情報を十分に提供していなければなりません。

## 9.2 置き換えが必要な要求事項

次の要求事項は、示されたセクションで置き換わるものとします。

### 4.2.2 スタッフの力量とトレーニング

第 4.2.2 項 b) (i) は、次の要求事項に置き換わるものとします。

- (i) 内部 QMS 監査員、内部農場監査員、および QMS 管理者は、メンバー/サイトから独立の立場にあるものとします。

## 6 監査/審査プロセス

表 2 「IFA 規格第 6 版 Smart における監査/審査の概要」は、次の表に置き換わるものとします。

表 3 IFA 規格第 6 版 GFS における監査/審査の概要

|                                                                       | 初回監査/審査                                                             | 後続監査/審査                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| <b>生産者グループ/QMS を有するマルチサイト生産者による内部監査</b>                               |                                                                     |                                                                         |
| <b>内部 QMS 監査</b>                                                      | QMS 全体                                                              | QMS 全体                                                                  |
| <b>内部農場監査</b>                                                         | スコープ全体（登録されたすべてのメンバー/サイトおよび PHU）                                    | スコープ全体（登録されたすべてのメンバー/サイトおよび PHU）                                        |
| <b>生産者グループ/QMS を有するマルチサイト生産者の CB 審査（メンバー/サイト/PHU が高リスクに分類されていない）*</b> |                                                                     |                                                                         |
| <b>CB による QMS 審査</b>                                                  | <b>認証審査</b><br>QMS 全体 + 稼働中の登録された中央 PHU の総数の平方根が対象（CB による農場審査の前に実施） | <b>再認証審査</b><br>QMS 全体 + 稼働中の登録された中央 PHU の総数の平方根が対象（毎年、CB による農場審査の前に実施） |
| <b>CB による抜き打ち QMS 審査</b>                                              | –                                                                   | <b>再認証審査</b><br>生産者グループ/QMS を有するマルチサイト生産者の最低 10% が対象                    |

|                                                                           | 初回監査/審査                                                                                                            | 後続監査/審査                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>CB による農場審査</b>                                                         | <b>認証審査</b><br>(最低限)登録メンバー/サイト<br>総数の平方根が対象                                                                        | <b>再認証審査</b><br>a) 前回のCBによるサーベイ<br>ランス審査で不順守が検出さ<br>れた場合:(最低限)登録メ<br>ンバー/サイトの実数の平<br>方根が対象<br><br><b>または</b><br>b) 前回のCBによるサーベイ<br>ランス審査で不順守が検出さ<br>れていない場合:(最低限)<br>登録メンバー/サイトの実数<br>の平方根から前回のCBに<br>よるサーベイランス審査で<br>審査を受けたメンバー/サイ<br>ト数を差し引いた数が対象 |
|                                                                           | <b>認証有効期間中の CB による<br/>サーベイランス審査</b><br>(最低限)認証メンバー/サイ<br>トの実数の平方根のうち 50%が<br>対象                                   | <b>認証有効期間中の CB による<br/>サーベイランス審査</b><br>(最低限)認証メンバー/サイ<br>トの実数の平方根のうち 50%が<br>対象                                                                                                                                                                    |
| <b>生産者グループ/QMS を有するマルチサイト生産者の CB 審査(メンバー/サイト/PHU が高リスク<br/>に分類されている)*</b> |                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                     |
| <b>CB による QMS 審査</b>                                                      | <b>認証審査</b><br>QMS 全体+稼働中の登録さ<br>れた中央 PHU の総数の平方<br>根が対象(CB による農場審査<br>の前に実施し、高リスクと分類<br>された PHU のサンプリングは<br>含まない) | <b>再認証審査</b><br>QMS 全体+稼働中の登録さ<br>れた中央 PHU の総数の平方<br>根が対象(毎年、CB による農<br>場審査の前に実施するが、高<br>リスクと分類された PHU のサ<br>ンプリングは含まない)                                                                                                                            |
| <b>CB による抜き打ち QMS 審査</b>                                                  | –                                                                                                                  | <b>再認証審査</b><br>生産者グループ/QMS を有す<br>るマルチサイト生産者の最低<br>10%が対象                                                                                                                                                                                          |

|                   | 初回監査/審査                                                                                       | 後続監査/審査                                                                  |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| <b>CB による農場審査</b> | <b>認証審査</b><br>高リスクと分類されたメンバー/サイトのサンプリングがない場合、高リスクと分類されたすべての登録メンバー/サイトは、認証書の発行に先立って CB 審査を受ける | <b>再認証審査</b><br>高リスクと分類されたメンバー/サイトのサンプリングがない場合、1 回または 2 回の訪問による CB 審査が可能 |

\*高リスクとみなされたメンバー/サイト/PHU はサンプリングの対象にはなりません。

生産者グループ/QMSを有するマルチサイト生産者、サイト、または PHU を高リスクと分類するためには、CB は、生産物とプロセスのリスク要因を組み合わせることで検討しなければなりません。高リスクの生産物が高リスクのプロセスと組み合わされている場合、そのメンバー/サイト(農場または PHU)は、高リスクと分類しなければなりません。

**高リスクの生産物**には、フレッシュハーブ、葉物野菜、ベリー類、マスクメロンなどが含まれます。このリストは更新されることがあるため、確認が必要です(GLOBALG.A.P.生産物リストで高リスクとマークされた生産物(\*HR のマーク)を参照)。

**高リスクのプロセス**に含まれるものは次のとおりです。

- 収穫後に水/氷/蒸気を使用するもの
- 収穫前および/または収穫活動で生産物の可食部分が水に触れるもの
- 収穫前 60 日以内に生の有機質肥料を使用するもの

例: 生産者グループは、2つの PHU を持ち、レタスを生産する 10 の生産者グループメンバーで構成されている。農場では生の有機質肥料は使用していないが、ビニールマルチの下に点滴灌漑のエミッターがある。PHU では、梱包の前にレタスを洗浄している。この場合、生産者グループメンバーの農場は高リスクとはみなされないが、PHU は高リスクとみなされます。したがって、PHU は両方とも、毎年、稼働中にオンサイトの監査/審査を受けなければなりません。

### **6.1.1 CB による QMS 審査(中央 PHU を含む)**

第 6.1.1 項 e)は、次の要求事項に置き換わるものとします。

- e) ただし、CB による後続審査では、認証を保有する生産者グループ/QMS を有するマルチサイト生産者に対する年次の CB による QMS 審査の最低 10%は抜き打ちで実施するものとします。CB 審査が実施される前に、生産者グループ/QMS を有するマルチサイト生産者に通知されません。CB 審査を生産者が受け入れることが不可能(健康上の、またはその他の正当な理由により)な場合は例外的に、生産者には、もう一度抜き打ち審査を受ける機会があります。ただし、正当性を示すことができる客観的な証拠(例:診断書など)を用意しなければなりません。正当な理由の証拠がない場合、生産者は CB による抜き打ち審査を受け入れるか、認証を一時停止しなければなりません。生産者は、その拒否が正当なものであるか否かを問わず、CB による最初の抜き打ち審査を受け入れなかった場合、書面による警告を受けるものとします。生産者は、CB による新たな抜き打ち審査を受けます。その審査が実施できなかった場合、すべての生産物について一時停止が出されます。CB による抜き打ち審査が実施されると、一時停止は解除されます。



### 7.1.3 認証判定

第 7.1.3 項 d)は、次の要求事項に置き換わるものとします。

- d) CB は、遅くとも認証判定までに、完成したチェックリストを含む最終版の審査報告書を、GFSI に承認された GLOBALG.A.P.規格に登録されている生産者に提供するものとします。

### 7.3 認証有効期限の延長

第 7.3 項 a)は、次の要求事項に置き換わるものとします。

- a) 認証の有効期限は、通常の 12 か月を超えて最大 4 か月間延長することができますが、これは正当な理由がある場合に限られ、その理由を記録しなければなりません。延長が妥当であると認められるのは、次の理由に限られます：
- (i) それまでの CB によるオンサイト審査ではみられなかった、生産物の安全面でリスクの高いプロセスとみなされる、または新たに追加されて CB が監視したい生産物、サイト、生産者グループメンバー、もしくはプロセスが関与している、という理由で、特定の部分の生産プロセスを観察するために、CB が、認証の有効期限よりも後に CB によるオンサイト審査を追加した場合。
  - (ii) CB が、資源的制約から一部の認証を延長する必要がある場合。
  - (iii) 当事者の合理的な支配を超えた状況（不可抗力、例：自然災害、その地域における政情不安、健康上の理由による生産者の操業停止など）により、CB がオンサイト審査を行うことができなかったか、生産者グループ/QMS を有するマルチサイト生産者が CB 審査を受けることができなかった場合。

## 別紙I グループメンバーシップの声明書(任意)

認証を保有する生産者グループのメンバーは、認証書の別紙に記載されていることを条件として、グループに属していることを証明する声明書を生産者グループから受け取ることができます。これは CB が発行した認証書とは独立しており、声明書は単にこの生産者グループのメンバーシップを示しているのみです。

CB および GLOBALG.A.P.のロゴ/商標は使用してはなりません。

テンプレートは、CB が発行する認証書に類似してはなりません。

生産者グループがこの声明書を発行することは任意です。

声明書には、少なくとも以下の情報を含める必要があります。

1. 生産者グループ名、生産者グループの GLOBALG.A.P.識別番号(例:GGN)(住所は任意)
2. 生産者グループメンバー名、GLOBALG.A.P.識別番号(例:GGN)、生産者グループメンバーの生産物(住所は任意)
3. 生産者グループの認証の有効期限
4. 免責事項:「認証スコープは、GLOBALG.A.P.の生産者グループ認証書で定義されています。生産者グループメンバーの最新かつ正確なリストは生産者グループ認証書の別紙に記載されています。この認証の最新のステータスは、いつでも <http://www.globalgap.org/search> で確認できます。」
5. 免責事項:「生産者グループメンバーは、認証生産プロセスに由来するものとして、生産者グループを通じてのみ、生産物の宣伝および商取引を行うことができます。」\*
6. 声明書の発行日
7. 生産者グループの代表者による承認

\*柔軟な流通を申請し、承認されている生産者グループは、この免責事項を省略できます

Copyright 2025 Agraya GmbH, Spichernstr.55, 50672 Cologne, Germany.変更を加えない場合に限り複写と配布を認めます。